

(証券コード 3393)
2020年6月2日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
スターティアホールディングス株式会社
代表取締役社長 本郷 秀之

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこといたしました。株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況を鑑み、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月16日(火曜日)午後6時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月17日(水曜日) 午前10時30分(受付開始10時00分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
新宿モノリス11階 TKP新宿モノリスカンファレンスセンター
ホール11B
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第25期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.startiaholdings.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類又は連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(アドレス <https://www.startiaholdings.com>)に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会当日、当社スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。また、会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますが、ご出席される株主様におかれましても、マスク着用などの感染予防にご協力いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから 14 日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただけますようお願いいたします。

◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスの確保や接触時間の短縮を目的に、状況に応じて株主様の座席について変則的な配置を取らせて頂くことや、報告事項および議案の詳細な説明を省略させて頂くなどの措置を取らせて頂きます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ (アドレス <https://www.startiaholdings.com>) にてお知らせ申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、停滞を続けていた米中貿易摩擦協議等の中国経済を中心とした世界経済の減速、10月に実施された消費税率引き上げによる消費の落ち込み等を受け、多くの業種で景況感が下振れとなっております。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、国内外の経済活動が抑制され、先行きが極めて不透明な状況となっております。

このような事業環境のもと、当社グループが属する業界は、一部のIT関連需要の低迷を背景に設備投資を先送りする動きがみられる一方で、人手不足を背景とした自動化、省力化への投資、昨今のクラウドファーストやデジタルトランスフォーメーションへの関心が高まり、市場は大きく成長しております。

当社グループは、IT業界における時代の変化に乗り遅れることなく、最新の技術動向を見据え、迅速な意思決定並びに機動力を持った経営推進を行い、事業会社の成長と持株会社によるガバナンス強化により、更なる企業価値の向上に努め、顧客の「売上向上」、「生産性向上」の観点からサービスの提供に取り組んでまいりました。

デジタルマーケティング関連事業におきましては、成長市場を確実に捉え、当社グループの新たな事業の柱として、AR（拡張現実）からWebサイト誘導、サイト分析で見込み顧客から潜在顧客へ電子メールを自動発信するなど、自動的な販売促進活動を支援すべく統合型デジタルマーケティングサービスの「Cloud Circus（クラウドサーカス）」を拡販するなど、引き続きARや、MA（マーケティングオートメーション）ツールの提供などを行い、顧客が持っている情報をITサービスで最適化し、利益を上げる支援を実施してまいりました。

また、ITインフラ関連事業におきましては、約2万社超の中小・中堅企業の顧客基盤と強固なリレーションシップを図り、オフィスに欠かせない基幹設備から事務サポートまでITやテクノロジーを手段として顧客に「解決」を提案・提供し、IT技術により顧客の事業運営をより良い方向に変化させるべく取り組みを行い、オーガニック成長をしてまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高、12,778,643千円（前期比7.3%増）となりました。

売上原価は7,062,898千円（前期比7.3%増）となりました。これは主に、前期に引き続きITインフラ関連事業においてUTMをはじめとする情報セキュリティ商材及び新電力の取り次ぎが好調に推移したことなどによるものであります。

販売費及び一般管理費は4,982,924千円（前期比3.6%増）となりました。これ

は主に、ITインフラ関連事業において新拠点開設に伴う費用の増加や、営業機能効率化のためのシステム関連費用の増加などによるものであります。

その結果、営業利益は732,820千円（前期比41.6%増）となりました。営業利益率は前連結会計年度4.3%から当連結会計年度5.7%に増加いたしました。

経常利益は、株式給付信託（従業員持株会処分型）における受取保証料の計上や、持分法による投資利益を計上したことなどにより、771,326千円（前期比34.5%増）となりました。

また、当連結会計年度において、持分法適用関連会社である西安思达典雅软件有限公司の株式を一部売却したことに伴う関係会社株式売却益の計上や、保有する投資有価証券を一部売却したことに伴う投資有価証券売却益を特別利益として計上いたしました（当関係会社株式の一部売却によって、西安思达典雅软件有限公司は持分法適用の範囲から除外することとなりました）。

一方で、特別損失として、当第4四半期連結会計期間において、当社連結ベースで154,373千円の減損損失を計上することといたしました。

当連結会計年度におけるデジタルマーケティング関連事業（以下「同事業」といいます）においては、デジタルマーケティングツールのパッケージ販売であるフロー型（売切り型）売上とサブスクリプション型（継続課金型）売上の両輪にて計画策定し、進めてまいりました。しかしながら、高単価のフロー型売上においては、顧客側の導入障壁が高く、苦戦を強いられ、また、経営資源もフロー型とサブスクリプション型とでそれぞれの体制への分散を余儀なくされたことで、当初策定した計画に対して大幅に遅れる結果となりました。

これらの状況を踏まえ、次期2021年3月期以降の同事業においては、従来のフローモデルに代わり、顧客から一度に得られる収益は少額でもそれがストックとして継続的に積み上がっていくサブスクリプションモデルにビジネスモデル及び経営資源を集中し、更なる開発体制の強化とマーケティング活動への投資を行ってまいります。この方針転換によって、同事業においては今後2年程度は収益が大幅に減少する見込みですが、中長期的には、従来のフロー型売上を上回る収益獲得に繋げ、高収益化成長を達成してまいります。

以上のことから、当連結会計年度におけるデジタルマーケティング関連事業は、当初策定した計画を見直したことによって今後2年程度は収益が大幅に減少する見込みと判断したため、減損損失を認識いたしました。

なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、当該資産の減価償却残存期間においては将来キャッシュフローが見込まれないことから、当該資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

税金等調整前当期純利益は659,669千円（前期比10.2%増）となり、スターティアラボ株式会社において、今後の業績推移を踏まえ繰延税金資産を全額取り崩すこととし、新たに75,421千円（損失）の法人税等調整額を計上したことなどによ

って、税効果会計適用後の法人税等負担額は441,409千円（前期比52.7%増）となりました。

上記の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、219,943千円（前期比32.0%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次の通りであります。

なお、当連結会計年度より、従来「ビジネスアプリケーション関連事業」として独立区分していた報告セグメントについて、「ITインフラ関連事業」がメインターゲットとする中小企業顧客が同事業においてもメインターゲットであり、また、事業としての親和性も高いことから、経営管理体制を統合し、同一セグメントとして事業運営することが当社グループの企業価値向上に資すると判断したため、当連結会計年度より報告セグメント区分を変更いたしました。以下の前年比較につきましては、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

<デジタルマーケティング関連事業>

当連結会計年度におけるデジタルマーケティング関連事業は、以下の通りであります。

デジタルマーケティング関連事業におきましては、誰でも簡単にデジタルコンテンツによる情報発信を実現するアプリケーション群（サイトCMS、AR、電子ブック、スマホLP、スマホアプリ、商品DB）と、これらコンテンツやサイトに効率よく集客して見込み客を獲得するためのサービス群（Webサイト制作、マーケティングコンサル、広告運用）に加え、獲得した見込み客を効率よく顧客化するためのMA（マーケティングオートメーション）をリリースしたことで、マーケティングプロセスの上流から下流までをオールインワンでサポートする「Cloud Circus（クラウドサーカス）」として統合化やフリーミアム展開を進めており、潜在的なデジタルシフトニーズに対応することで1社に複数のサービスを提供してまいります。

当連結会計年度におきましては、電子ブックやAR、MAなどの先進技術分野において大手企業に向けた成果報酬型コンサルティングやBPO業務、開発などの請負事業が好調に推移しました。

また、デジタルマーケティングツールのパッケージ販売であるフロー型（売切り型）売上とサブスクリプション型（継続課金型）売上の両輪にて計画策定し、進めてまいりましたが、サブスクリプション型売上は堅調に推移した一方、高単価のフロー型売上においては、顧客側の導入障壁が高く、経営資源もフロー型とサブスクリプション型とでそれぞれの体制への分散を余儀なくされたことで、フロー型売上は苦戦を強いられました。

その結果、デジタルマーケティング関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高2,257,795千円（前期比9.9%増）、セグメント利益（営業利益）137,750千円（前期比11.1%減）となりました。

<ITインフラ関連事業>

当連結会計年度におけるITインフラ関連事業は、以下の通りであります。

ITインフラ関連事業におきましては、MFP（複合機）、UTM（統合脅威管理）、ネットワーク機器、ビジネスフォン等の情報通信機器の販売・施工・保守並びにサーバ構築から運用保守まで一貫したシステムインテグレーション及び機器メンテナンスを行っております。また、今期より、それぞれの事業の強みが融合することによるシナジー効果を期待し、旧ビジネスアプリケーション関連事業のセグメントを変更しております。旧ビジネスアプリケーション関連事業は、クラウドストレージサービスの「セキュアSAMBA」と、オフィスワーク業務を自動化するソリューションの「RPA(Robotic Process Automation)製品の「Robo-Pat(ロボパット)」の導入及び、企業の労働力不足や生産性向上といった課題に対するサービスとして、最適なツール選択から、導入後活用が軌道に乗るまでのコンサルティング業務を行っております。

IT機器・サービスは近年では高性能化と低価格化が進み、ITインフラ関連事業のターゲットである中小企業がこうした機器・サービスを活用し、売上向上や生産性アップに取り組む経営環境が一段と整備されてまいりました。

しかしながら、中小企業におきましては、人的制約からIT部門やIT専任者を社内に置くことができない、またはそうした人材を十分確保できないことが大半で、IT機器・サービスを導入できず、十分に活用できないといったことが課題となっております。

このような課題に対して、当社は顧客の健全な成長と存続に寄り添うことをミッションとし、お客様の目線に立って、最適なIT機器・サービスや関連するオフィス環境を提案し、販売・サポートを行ってまいりました。

当連結会計年度におきましては、前期に引き続きUTMをはじめとする情報セキュリティ商材及び新電力の取り次ぎ、MFP販売が堅調に推移いたしました。情報セキュリティ商材、新電力の取り次ぎについては、直販が好調なこと、またMFP販売においては、直販及び戦略的に推進しているOA機器の販売店等に対する卸売販売が前期よりも増加したことにより、販売台数を伸ばしました。

クラウドストレージサービス「セキュアSAMBA」、「RPA」製品の販売をメインとしている旧ビジネスアプリケーション関連事業につきましては、既存のシステムを変えずにパソコン業務を自動化することで、品質向上、スピードアップ、コスト削減を実現することが可能になる「RPA」製品の引き合いが大幅に増加したことを受け、販売が堅調に推移したことにより、ストック収益が積み上がりました。

また、自社商材である「ビジネスで役に立つ」を軸として、多種多様なサービ

スを定額で提供する「ビジ助」も前期以上のペースで顧客数を伸ばし、ストック収益の増加に寄与いたしました。

その結果、ITインフラ関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高10,395,237千円（前期比7.1%増）、セグメント利益（営業利益）598,886千円（前期比163.4%増）となりました。

<CVC関連事業>

当連結会計年度におけるCVC関連事業は、以下の通りであります。

CVC関連事業におきましては、当社の100%子会社であるStartia Asia Pte. Ltd.（本社シンガポール）が当社グループの新事業創出への貢献を目的としたベンチャー企業への投資を行っております。従来より活動の中心を東南アジアに置き、斬新なアイデアや革新的なテクノロジーによって新しいビジネスの創造に挑むアジアのIT系スタートアップ企業に出資する方針です。当期においては既存投資先へのモニタリングの強化と経営支援に注力し、新規の投資実行はありませんでした。

その結果、CVC関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高269千円（前年同期：売上高なし）、セグメント損失（営業損失）51,581千円（前期はセグメント損失（営業損失）30,479千円）となりました。

<海外関連事業>

当連結会計年度における海外関連事業は、以下の通りであります。

海外関連事業におきましては、中国・シンガポールなどの現地法人において事業活動を行い、主に、大きな市場が見込める中国を中心としたビジネスを展開する上海スターティア（上海思達典雅信息系统有限公司）が推進しております。上海スターティアでは、日本と中国を結ぶ国際回線を用いた日中間ブロードバンドインターネットを提供する「Global Gateway」を中心としたビジネスを展開しております。

当連結会計年度は、将来のビジネスを見据え、事業内容の整理と組織体制の見直しを行ってまいりましたが、中国武漢で発症した新型コロナウイルス感染症の拡大により、中国及び日本双方において出張者、観光客の激減、民間企業の企業活動自粛などの影響を受け、ビジネス環境が大きく変化いたしました。しかしながら、中国市場はなお、世界における有望な市場の一つであり、当社の海外事業戦略においてもこの機会をとらえ、一層の事業拡大をすべく、経営資源の配分をおこない、新規事業や既存事業領域における付加価値を高めるサービスを行うべく、準備を進めております。

その結果、海外関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高121,286千円（前期比14.2%減）、セグメント利益（営業利益）3,009千円（前期はセグメント損失（営業損失）11,656千円）となりました。

セグメント別売上高の状況

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		前期比増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
デジタルマーケティング 関連事業	2,054,946	17.3	2,257,795	17.7	202,848	9.9
IT インフラ 関連事業	9,709,295	81.5	10,395,237	81.3	685,941	7.1
CVC 関連事業	—	—	269	0.0	269	—
海外関連事業	141,400	1.2	121,286	0.9	△20,114	△14.2
その他	1,570	0.0	4,055	0.0	2,484	—
合計	11,907,213	100.0	12,778,643	100.0	871,429	7.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度増加額のうち主なものは、次のとおりです。

建物	ITインフラ関連事業に係る新拠点開設費用	11,078千円
工具、器具及び備品	ITインフラ関連事業に係る新拠点開設費用	3,145千円
ソフトウェア	ITインフラ関連事業に係る開発費用	38,200千円
ソフトウェア	SFA/CRM システム 開発費用	37,960千円

- (3) 資金調達の様況
当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として400,000千円の調達を実施いたしました。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況
該当事項はございません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はございません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該当事項はございません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
当社は、持分法適用関連会社である西安思达典雅软件有限公司の株式の一部を譲渡したため、2020年3月31日付で、西安思达典雅软件有限公司を持分法適用の範囲から除外することとなりました。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」を経営理念とし、IT業界における時代の変化に乗り遅れることなく、最新の技術動向を見据え、迅速な意思決定並びに機動力を持った経営推進を行い、事業会社の成長と持株会社によるガバナンス強化によって企業価値の向上に努めております。

当社グループが属する業界は、一部のIT関連需要の低迷を背景に設備投資を先送りする動きがみられる一方で、人手不足を背景とした自動化、省力化への投資、昨今のクラウドファーストやDX（デジタルトランスフォーメーション）への関心が高まり、市場は大きく成長しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画「NEXT'S 2025」を策定し、変革と成長の2軸による更なる進化を目指し、更なる企業価値向上に努めることが当面の経営課題と考えており、それらの対処方法として次の施策を進めてまいります。

イ. デジタルマーケティング関連事業におけるサブスクリプションモデルへの転換

サブスクリプションモデル（継続課金型）への転換を実行し、これまでの高単価フロー型サービスには手が出せなかった顧客への導入ハードルを下げることで、結果として顧客獲得数の増加に繋げてまいります。そのために、更なる開発体制の強化とブランド強化のためのマーケティング活動に積極的投資を行い、中長期的には高収益化成長を達成し、顧客のマーケティングにおけるエコシステムを実現してまいります。

ロ. ITインフラ関連事業における顧客基盤の拡大

新規出店とM&A、新商材提供による顧客基盤の拡大やアライアンスの更なる推進により、オーガニック成長を遂げ、中小企業への継続した生産性向上を支援してまいります。

ハ. 社内業務環境のデジタルシフト

社内業務環境において、デジタルシフトを進め、業務効率化による生産性向上を実現してまいります。

ニ. 優秀な人材の確保及び育成

企業価値向上を支える優秀な人材確保のための採用活動と人材を育成すべく研修を強化してまいります。

ホ. コーポレート・ガバナンスの強化

すべてのステークホルダーの期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。また、企業倫理とコンプライアンスを徹底し、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでまいります。

以上のような施策の実施を通して、役職員一同、企業価値の向上に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 2017年 3 月期	第 23 期 2018年 3 月期	第 24 期 2019年 3 月期	第 25 期 (当連結会計年度) 2020年 3 月期
売 上 高 (百万円)	10,282	11,058	11,907	12,778
経 常 利 益 (百万円)	285	376	573	771
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5	613	323	219
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	0円58銭	60円74銭	32円15銭	22円45銭
総 資 産 (百万円)	5,894	7,747	8,218	7,910
純 資 産 (百万円)	3,970	4,865	4,629	4,701

(注)売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

イ. 親会社との状況

該当事項はございません。

ロ. 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)
スターティア株式会社	東京都 新宿区	90百万円	ITインフラ関連事業	100.00
スターティアラボ株式会社	東京都 新宿区	150百万円	デジタル マーケティング 関連事業	100.00
スターティアレイズ株式会社	東京都 新宿区	90百万円	ITインフラ関連事業	100.00
Startia Asia Pte.Ltd.	シンガポール	84百万円	海外関連事業	100.00
スターティアウィル株式会社	千葉県 千葉市	10百万円	グループの業務請負、 障がい者雇用の コンサルティング	100.00
Mtame株式会社	東京都 新宿区	50百万円	デジタル マーケティング 関連事業	100.00
ビーシーメディア株式会社	大阪府 堺市	10百万円	ITインフラ 関連事業	100.00
株式会社エヌオーエス	鹿児島県 鹿児島市	10百万円	ITインフラ 関連事業	100.00
上海思達典雅信息系统 有限公司	上海市 静安区	39百万円	海外関連事業	100.00
台湾思達典雅股份有限公司	台北市 信義区	540万TWD	デジタル マーケティング 関連事業	100.00
Worktus株式会社	東京都 新宿区	10百万円	その他	100.00

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
スターティア株式会社	東京都新宿区	1,978百万円	4,929百万円

ハ. 持分法適用会社の状況

会社名	所在地	資本金	主要な事業の内容	当社の出資比率(%)
株式会社MACオフィス	大阪市中央区	81百万円	ITインフラ関連事業	30.48
株式会社アーバンブラン	東京都新宿区	100百万円	ITインフラ関連事業	34.23

(11) 主要な事業内容

事業部門	主要な製品
デジタルマーケティング関連事業	統合型デジタルマーケティングサービスであるCloud Circusの提供や電子ブック作成ソフトActiBookやActiBookの手軽さをARの世界にも応用したActiBook AR COCOAR、CMS Blue Monkey、Plusdbを中心としたWebアプリケーションの企画・開発・販売に留まらず、Web制作やアクセスアップコンサルティング、システムの受託開発・カスタマイズといった顧客の売上増大や業務効率アップを目的としたWebアプリケーションに関するトータルソリューションを提供しております。
IT インフラ 関連 事業	顧客企業のニーズと成長に合わせた総合的なネットワークインテグレーション及びクラウドをはじめとしたシステムインテグレーションを提供し、ネットワーク機器やサービスを組み合わせたトータルのソリューションを提供しております。また、ビジネスホン、MFP及びカウンターサービスを主力とした販売を行っており、当社グループが長年にわたり情報通信機器やISP回線手配などの販売を行ってきたノウハウを活かし、LANなどの通信環境を意識したオフィスレイアウトの提案も行ってまいります。また、電話回線手配などの回線加入受付代行による通信事業者からのインセンティブ収入事業を行っております。
CVC 関 連 事 業	斬新なアイデアや革新的なテクノロジーによって新しいビジネスの開拓に挑むITベンチャー企業に出資をすると同時に、当社グループの顧客基盤やITソリューション力といった経営資源を活用することで、投資先企業の成長をサポートする事業を行っております。同時に、そうした投資先との資本を通じた連携により当社グループ内にイノベーションを誘発し、新たな企業価値を生み出すことを目指しております。
海 外 関 連 事 業	中国、シンガポールなどの現地法人において事業活動を行っております。
そ の 他	海外IT人材の育成・コンサルティング事業などを行っております。

(12) 企業集団の主要な拠点

イ. 当社の事業所

本 社	東京都新宿区
-----	--------

ロ. 子会社の事業所

①スターティア株式会社

本 社	東京都新宿区
大阪支店	大阪府大阪市北区
東東京支店	東京都台東区
横浜支店	神奈川県横浜市西区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

②スターティアラボ株式会社

本 社	東京都新宿区
大阪支店	大阪府大阪市北区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

③スターティアレイズ株式会社

本 社	東京都新宿区
-----	--------

④Startia Asia Pte.Ltd.

本 社	シンガポール
-----	--------

⑤スターティアウィル株式会社

本 社	千葉県千葉市
-----	--------

⑥Mtame株式会社

本 社	東京都新宿区
大阪支店	大阪府大阪市北区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

⑦ビーシーメディア株式会社

本 社	大阪府堺市
-----	-------

⑧株式会社エヌオーエス

本 社	鹿児島県鹿児島市
-----	----------

⑨上海思達典雅信息系統有限公司

本 社	上海市静安区
-----	--------

⑩台灣思達典雅股份有限公司

本 社	台北市信義区
-----	--------

⑪Worktus株式会社

本 社	東京都新宿区
-----	--------

(13) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

イ. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
631 (76) 名	8 (21) 名	33.37歳	5年9ヶ月

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に期末時の人員を記載しております。

ロ. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42 (1) 名	△9 (-) 名	39.88歳	6年4ヶ月

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に期末時の人員を記載しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	320,720千円
株式会社三井住友銀行	720,842千円

(注)株式会社みずほ銀行の借入残高のうち、71,027千円は、株式給付信託(従業員持株会処分型)導入のために設定されたスターティアホールディングス従業員持株会専用信託口が、当社株式を取得するための原資として借入を行ったものであります。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,240,400株（自己株式11株を含む）
 (3) 株主数 4,026名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
本郷 秀之	4,134,600	40.38
株式会社光通信	577,600	5.64
財賀 明	499,600	4.88
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	409,200	4.00
光通信株式会社	378,500	3.70
スターティアホールディングス従業員持株会	316,292	3.09
古川 征且	272,600	2.66
源内 悟	246,400	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	170,000	1.66
橋本 浩和	131,400	1.28

(注)1. 当社は自己株式11株を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しておりません。

2. 自己株式数には、「株式給付信託（BBT・J-ESOP）」及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」にかかる信託口が保有する株式は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

①株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2019年5月28日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP」といいます。）を導入しております。

J-ESOPは、予め当社及び当社の子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社及び当社の子会社は、従業員に対し会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOPの導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社及び当社の子会社は、J-ESOPの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOPに係る信託E口の2020年3月31日現在の保有株式数は210,000株であります。

②株式給付信託（BBT）

当社は、2019年6月20日開催の株主総会決議に基づき、新たに株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「BBT」といいます。）を導入しております。

BBTは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBTに基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

当社及び当社の子会社は、BBTの導入に際し、役員株式給付規程を制定しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、それぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所

市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、BBTに係る信託E口の2020年3月31日現在の保有株式数は121,300株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、株主を始めとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）の期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。特に以下の4項目については最も重要であると考えております。

1. 株主の権利・利益が守られ、平等に保障されること
2. 株主以外のステークホルダーについて権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること
3. 適時適切な情報開示によって企業活動の透明性を確保すること
4. 取締役会・監査役会が期待される役割を果たすこと

また、企業倫理とコンプライアンス（法令遵守）を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでおります。

コンプライアンスに関しては、全役職員を対象とした説明会を設けるなどして法令遵守の意識強化を図っております。コンプライアンスを徹底していくことが責任ある業務遂行において必須であるとの考えのもと、今後も事業拡大を図る一方、法令遵守を徹底してまいります。

(2) 取締役及び監査役の氏名等

2020年3月31日現在

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本郷秀之	グループ最高経営責任者 公益財団法人ほしのわ代表理事 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク代表理事
取締役	植松崇夫	グループ執行役員(ファイナンス管掌) 管理本部 部長 スターティア株式会社 監査役 スターティアラボ株式会社 監査役
取締役	鈴木良之	株式会社 インテック 参与
取締役	森学	SakeWiz 株式会社 代表取締役
取締役	鷹松弘章	米 Tableau Software エンジニアリングシニアマネージャー 米 Fairleigh Dickson 大学 パンクーバー校 コンピュータサイエンス 委員 米 Enlinx エグゼクティブ ビジネス コーチ
常勤監査役	荒井道夫	-
監査役	郷農潤子	青山法律事務所 所長 弁護士
監査役	松永暁太	ふじ合同法律事務所 所属 弁護士

- (注) 1. 取締役 鈴木良之氏、森学氏、鷹松弘章氏は社外取締役であります。また、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 荒井道夫氏、郷農潤子氏は社外監査役であります。また、当社は2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 鈴木良之氏は、長年経営管理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 取締役 森学氏は、長年経営管理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 取締役 鷹松弘章氏は、長年経営管理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役 荒井道夫氏は、前職において常勤監査役の経験もあり、会社法並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 郷農潤子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
8. 監査役 松永暁太氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
9. 当事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動は次の通りであります。

氏名	新	旧	異動年月日
植松崇夫	取締役 兼 グループ執行役員 (ファイナンス管掌)	取締役 兼 グループ執行役員 (ファイナンス管掌) 管理本部長	2020年4月1日

10. 当社はグループ執行役員制度を導入しております。

なお、2020年3月31日現在の取締役兼務者以外のグループ執行役員は次の通りであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
グループ専務執行役員 (ITインフラ事業管掌)	笠 井 充	スターティア株式会社代表取締役社長
グループ常務執行役員 (デジタルマーケティング 事業管掌)	北 村 健 一	スターティアラボ株式会社代表取締役社長
グループ執行役員 (インベストメント 及びリーガル管掌)	平 岡 万 葉 人	Startia Asia Pte.Ltd. President/Director
グループ執行役員 (IT管掌)	日 永 博 久	管理本部情報システム部部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度にかかる取締役報酬等

社内取締役		社外取締役		計	
人 数	報 酬 額	人 数	報 酬 額	人 数	報 酬 額
2名	66,700千円	3名	9,600千円	5名	76,300千円

(注)1. 社内取締役とは、社外取締役以外の取締役です。

2. 取締役に対する報酬限度額は、年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)であります(2001年11月2日臨時株主総会決議)。

3. 取締役の報酬の決定の方針と手続につきましては、役員報酬内規に基づき、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定し、かつ株主総会が決定する報酬の限度内とし、任意の機関である報酬諮問委員会の答申を最大限尊重した上で、取締役会へ報告し、取締役会が決定する方針と手続でございます。

ロ. 当事業年度にかかる監査役報酬等

社内監査役		社外監査役		計	
人 数	報 酬 額	人 数	報 酬 額	人 数	報 酬 額
1名	3,000千円	2名	12,000千円	3名	15,000千円

(注)1. 社内監査役とは、社外監査役以外の監査役です。

2. 監査役に対する報酬限度額は、年額60,000千円以内であります(2001年11月2日臨時株主総会決議)。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2) 取締役及び監査役の氏名等」に記載したとおりであります。

ロ. 社外役員の主な活動状況

①社外取締役の取締役会への出席の状況ならびに発言の状況

氏名	出席の状況（出席回数）		発言の状況
	取締役会		
鈴木良之	13回		主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に経営全般について適宜有益な発言を行っています。
森学	11回		主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に経営全般について適宜有益な発言を行っています。
鷹松弘章	12回		主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特にIT技術全般について適宜有益な発言を行っています。

(注)1. 当事業年度における取締役会の開催回数は13回であります。

2. 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議に関して意見を確認できる環境を整えております。

3. 社外取締役森学氏につきましては、2019年6月20日就任後の状況を記載しております。

②社外監査役の取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況（出席回数）		発言の状況
	取締役会	監査役会	
荒井道夫	13回	15回	主に前職での経営に関する豊富な経験及び知見に基づき、有益な発言を行い、特に当社のコーポレート・ガバナンスについて助言・提言を行っています。
郷農潤子	13回	15回	主に弁護士としての専門的視点から有益な発言を行い、特に当社のコンプライアンスについて助言・提言を行っています。

(注)当事業年度における取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は15回であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役鈴木良之氏、社外取締役森学氏、社外取締役鷹松弘章氏、社外監査役荒井道夫氏、社外監査役郷農潤子氏及び社内監査役松永暁太氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42,000 千円
ロ	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,000 千円

- (注)1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度における非監査業務に基づく報酬の内容は、収益認識に関する会計基準の適用に関する指導・助言業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社は、そのほか当社の監査業務に重要な支障をきたす事態が会計監査人に生じたと認められるときは、監査役会の決定に基づき、解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

6. 会社の体制及び方針

当社は、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」という経営理念のもと、適正な業務遂行を確保するための内部統制システムを整備・構築していくことが、経営の重要な責務であることを認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

今後も、内部統制システムがその目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めてまいります。

(1) 体制の概要

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、重要事項について取締役会にて意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
 - ロ. 当社は、社外取締役を継続して置くことにより、取締役の監督機能の維持及び向上を図るとともに、経営に対する適切な意見及び助言が得られる体制を築く。
 - ハ. 当社の監査役は、監査役会の監査計画等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人の職務に関するヒアリング等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ニ. 当社の代表取締役社長は、当社に内部監査室を設置し、これを直轄する。内部監査室は、内部監査計画に則って当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告する。
 - ホ. 当社は、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を図るため、内部統制審議会を設置する。内部統制審議会の会長は、代表取締役社長以外の取締役又は執行役員とする。内部統制審議会のメンバーには、顧問弁護士を含めるものとする。
 - ヘ. 内部統制審議会は、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス規程」を定めるとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・研修を適時実施する。
 - ト. 内部統制審議会の会長は、当社及び子会社に適用される「内部通報規程」に則り、当社又は子会社の使用人がコンプライアンス上の疑義のある行為等に気づいたときの通報先として、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口に通報を行った者の氏名および情報等は秘匿し、不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。
 - チ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、警察

等の外部専門機関と緊密に連携して、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録等を含む）の保存及び管理につき、責任者を定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要情報を文書又は電磁的記録とともに「文書管理規程」に基づき保存・管理する。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - 4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに当該情報を取締役又は監査役に開示する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 当社は、企業の継続性を担保するため、当社及び子会社の損失の危機の管理（以下、「リスク管理」という。）が実践的に実施される体制を構築する。
- ロ. 内部統制審議会は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び子会社の各部門におけるリスクの整備、運用を統括する。なお、「リスク管理規程」は当社及び子会社のリスク管理について規定され、内部統制審議会が立案し、取締役会で決議される。
- ハ. 当社は、上記のほか、以下のリスクにおける当社及び子会社の事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク
 - 2) 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
 - 4) その他取締役会が重大と判断するリスク
- ニ. 当社は、内部統制審議会において、当社及び子会社のリスクの検討・分析を総合的に行い、これを管理する。所管部門は、日々のリスク管理を行う。
- ホ. 当社は、当社又は子会社におけるリスク発生時に所管部門からの報告に基づき、内部統制審議会及び取締役会において迅速かつ適切な対応を講じることにより、損失の危険を適正に管理する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の業務分掌に基づき、代表取締役社長及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
- ロ. 代表取締役社長、その他の業務執行を担当する取締役は、「組織規程」、「職務権限規程」に基づいて、業務の執行に必要な事項の決定を行う。法令の改廃及び職務執行の効率化の必要がある場合には、これらの規程について、随時見直しを行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及び子会社の業務の適正と効率化を確保するために、当社及び子会社間の規則を「子会社管理規程」として整備する。
- ロ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が職務の執行に係る事項を当社に報告するための体制を子会社管理規程に定める。
- ハ. 当社並びに子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、適正に業務を執行する。
- ニ. 当社は、当社及び子会社に共通する「スターティアグループ行動基準」を定め、当社及び子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守の意識を醸成するとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、「リスク管理規程」を共有することなどにより、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持・強化を図る。
- ホ. 内部監査室は、当社及び子会社のうち重要性が高いと判断される部門の業務監査を実施する。内部監査室は、内部監査の年次計画、実施状況及び監査結果を、代表取締役社長又は取締役会に報告する。

⑥当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

- イ. 当社グループに属する会社間の取引を、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ロ. 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に財務報告に係る内部統制評価委員会を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握及び記録を通じて自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。
- ハ. 内部監査室は、財務状況等を総合的に鑑み、重要性が高いと判断される当社グループ各社における財務報告に係る内部統制の監査を優先的に実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告される。
- ニ. 監査役が当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効果的かつ適切に行えるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- イ. 監査役は、監査役が監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役より業務の補助についての指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
- ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の懲戒について異議を述べることができる。
- ハ. 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示にのみ服する。

⑧当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人は、以下の各号を監査役に報告する。

- 1) 法令により報告が義務付けられている事項
- 2) 重要な会議にて決議した事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 法令・定款違反のおそれのある事項
- 5) その他会社の業績に影響を与えるおそれのある重要な事項
- 6) 監査役から報告を求められた事項

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施状況等を監査役に速やかに報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役社長及び所管取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

ロ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

ハ. 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ニ. 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、必要に応じて、弁護士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。

ホ. 当社は、監査役に通報を行った取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

ヘ. 監査役が職務執行について生じる費用については、監査業務を抑制することのないよう適切に処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

- イ. 当社及び子会社は、内部統制の適切な整備のため、任意の機関として内部統制審議会を設置しております。内部統制審議会は、取締役又は執行役員、従業員から構成され、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築・維持に努めるために、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を統括しております。2020年3月期において、内部統制審議会は年12回開催されております。
- ロ. 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書」に基づき、自己評価及び第三者による評価を実施し、評価結果は取締役会に報告されております。

②コンプライアンス体制

- イ. 子会社を含めた全役職員に対して、「企業倫理憲章」、「スターティアグループ行動基準」の周知・遵守を図ることにより、コンプライアンスに関する啓発を行っております。
- ロ. 子会社を含めた全役職員に対して、コンプライアンス委員会によるハラスメント研修およびe-Learningによる啓発活動を実施しております。2020年3月期については、ハラスメントの実態調査で社内アンケートを実施、各社トップメッセージを配信しハラスメントの根絶に向けた取り組みを行っております。アンケート結果およびe-Learningの活動内容については、内部統制審議会に報告されております。2020年3月期において、コンプライアンス委員会は年12回開催されております。
- ハ. 内部通報窓口は、取締役会が選任した者を構成員とする社内窓口及び社外の弁護士による社外窓口をそれぞれ設置しております。また、子会社を含めた全役職員が不利益を被ることなく内部通報することができるようにすべく、「内部通報に関する規程」に基づき、内部通報を行った従業員に対する不利益な取扱いの禁止や不利益な取扱いを行った従業員に対する処分内容の明示に関する定めを置くとともに、内部通報後も実際に不利益な取扱いがなされているか否かを確認しております。

③リスク管理体制

- イ. 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を中心に、全社的なリスクの中でも重要リスクについてワークショップを開催し、各部門の管理職が具体的な対応策を検討しました。検討された対応策は内部統制審議会に報告されております。2020年3月期において、リスク管理委員会は年13回開催されております。
- ロ. 当社及び子会社の重大なインシデントが漏れなく報告され、適正に対応を行う体制の整備を行いました。
- ハ. 有価証券報告書における開示の充実を図るため、2019年3月19日に金融庁より公表された「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」に基づき、当期の「事業等のリスク」の見直しを行いました。リスク管理委員会の活動は、内部統制審議会に報告されております。

④取締役の職務執行

- イ. 当社は、経営に関する深い知識と経験を有する取締役を計5名配置しており、業務執行の内容及び決定等について意見を交換しております。また、取締役のうち3名は独立社外取締役であり、業務執行の内容及び決定等に関して、独立性の高い中立的な立場から、積極的に意見を述べております。
- ロ. 当社は、報告セグメント毎にグループ執行役員を配置しており、当社の経営に重大な影響を及ぼすものを除いた個別の業務執行に関する事項は、これらの報告セグメント毎の執行役員に対してその決定を委任し、業務執行の機動性、効率性を確保しております。なお、各報告セグメント担当グループ執行役員に委任する際の基準となる当社の経営に重大な影響を及ぼすものか否かの判断は、「職務権限規程」に明記されている金額を原則的な基準としており、委任の範囲の明確化と経営の透明性の確保に努めております。

⑤監査役の職務執行

- イ. 当社は、財務、会計または法律に関する高度な知識と経験を有する監査役を計3名配置しており、監査役会において、当社の業務執行の内容及び決定等について、経営幹部に必要に応じて説明を求めたうえで、監査役の間で協議を実施し、監査の意見を述べております。また、監査役のうち2名が社外監査役であり、客観的、中立的な立場から積極的に意見を述べているほか、他1名の監査役についても当社との特別な利害関係を有しておらず、社外監査役と同様な立場から意見を述べております。
- ロ. 監査役は取締役会及び内部統制審議会等の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ハ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長及び各取締役との間でそれぞれ意見交換会を実施しております。
- ニ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の配当

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけているとともに、経営基盤および競争力強化のため、必要な内部留保に努め、中長期戦略に基づく株主還元の強化に努めてまいりたいと考えております。

こうした考えのもと、当社の剰余金の配当につきましては、成長・発展に必要な資金を内部留保より賄いつつ、財務健全性の維持に努め、連結業績や市場環境、これまでの配当額・配当性向等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を行っていくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、2020年3月期の期末配当は1株当たり6円00銭とし、2020年3月期の中間配当を含めた年間配当金は9円00銭の実施とさせていただきます。

なお、期末配当（剰余金の処分）につきましては、2020年5月15日に取締役会の決議があったものとみなされております。

②自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的として事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,187,280	流動負債	2,644,254
現金及び預金	3,414,998	買掛金	763,026
受取手形及び売掛金	2,079,127	1年内返済予定の長期借入金	600,188
営業投資有価証券	131,675	未払金	343,322
原材料	203,235	未払費用	148,573
その他	482,861	未払法人税等	247,415
貸倒引当金	△124,618	未払消費税等	147,057
固定資産	1,723,051	前受金	147,620
有形固定資産	113,360	賞与引当金	194,116
建物	65,483	その他	52,933
車両運搬具	4,817	固定負債	564,446
工具、器具及び備品	43,057	長期借入金	512,401
その他	2	株式給付引当金	17,337
無形固定資産	360,342	役員株式給付引当金	7,585
のれん	65,565	繰延税金負債	18,341
ソフトウェア	293,662	その他	8,780
その他	1,113	負債合計	3,208,700
投資その他の資産	1,249,348	(純資産の部)	
投資有価証券	785,206	株主資本	4,607,784
繰延税金資産	146,783	資本金	824,315
差入保証金	189,018	資本剰余金	903,459
その他	128,340	利益剰余金	3,107,289
資産合計	7,910,331	自己株式	△227,279
		その他の包括利益累計額	93,846
		その他有価証券評価差額金	90,303
		為替換算調整勘定	3,542
		純資産合計	4,701,630
		負債・純資産合計	7,910,331

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	12,778,643
売	上	原	7,062,898
売	上	総	5,715,745
販	売	費	4,982,924
営	業	利	732,820
営	業	外	
	受	取	1,066
	受	取	9,157
持	分	法	23,610
投	資	事	-
受	取	保	9,246
そ		の	9,460
営	業	外	52,541
	支	払	2,928
為	替	差	7,239
投	資	事	1,766
そ		の	2,101
経	常	利	771,326
特	別	利	益
投	資	有	42,640
関	係	会	826
特	別	損	43,467
減	損	損	154,373
投	資	有	749
税	金	等	155,123
法	人	税	659,669
法	人	税	369,254
当	期	純	72,155
		利	441,409
		益	218,259
非	支	配	218,259
親	会	社	△1,683
株	主	に	219,943
帰	属	す	
る	当	期	
純	利	益	

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,649,255	流 動 負 債	765,610
現金及び預金	1,218,014	1年内返済予定の長期借入金	600,188
売掛金	92,765	未払金	93,300
営業投資有価証券	109,909	未払費用	7,850
貯蔵品	4	未払法人税等	26,151
前払費用	59,397	賞与引当金	15,010
関係会社短期貸付金	95,000	その他	23,109
未収入金	55,319	固 定 負 債	527,890
その他	28,844	長期借入金	512,401
貸倒引当金	△10,000	株式給付引当金	4,540
固 定 資 産	3,280,679	役員株式給付引当金	2,425
有形固定資産	61,813	その他	8,522
建物	28,558	負 債 合 計	1,293,501
車両運搬具	3,105	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	30,149	株 主 資 本	3,547,936
無形固定資産	122,745	資本金	824,315
ソフトウェア	122,438	資本剰余金	945,241
その他	307	資本準備金	809,315
投資その他の資産	3,096,119	その他資本剰余金	135,925
投資有価証券	456,740	利益剰余金	2,005,659
関係会社株式	2,378,092	利益準備金	810
長期前払費用	37,277	その他利益剰余金	2,004,849
繰延税金資産	62,636	自己株式	△227,279
差入保証金	109,829	評 価 ・ 換 算 差 額 等	88,496
保険積立金	51,542	その他有価証券評価差額金	88,496
資 産 合 計	4,929,934	純 資 産 合 計	3,636,433
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,929,934

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
営	業	収	益
			1,007,098
営	業	費	用
			1,010,375
営	業	損	失 (△)
			3,277
営	業	外	収
			益
受	取	利	息
			1,774
受	取	配	当
			金
			369
受	取	保	証
			料
			9,246
そ	の	他	
			5,415
営	業	外	費
			用
支	払	利	息
			2,261
関	係	会	社
			貸
			倒
			引
			当
			金
			繰
			入
			額
			10,000
為	替	差	損
			3,894
投	資	事	業
			組
			合
			運
			用
			損
			1,766
そ	の	他	
			771
経	常	損	失 (△)
			5,165
特	別	利	益
投	資	有	価
			証
			券
			売
			却
			益
			2,740
特	別	損	失
関	係	会	社
			株
			式
			売
			却
			損
			123,569
関	係	会	社
			株
			式
			評
			価
			損
			9,199
税	引	前	当
			期
			純
			損
			失 (△)
			135,193
法	人	税、	住
			民
			税
			及
			び
			事
			業
			税
			22,924
法	人	税	等
			調
			整
			額
			680
当	期	純	損
			失 (△)
			158,799

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

スターティアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターティアホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターティアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

スターティアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターティアホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

スターティアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井道夫 ㊟

監査役 郷農潤子 ㊟

監査役 松永暁太 ㊟

(注) 監査役荒井道夫、監査役郷農潤子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 2018年2月14日開催の当社臨時株主総会第2号議案定款一部変更の件において、定款第2条（目的）柱書について変更の決議を賜りましたが、その後、2019年6月20日開催の第24回定時株主総会第1号議案定款一部変更の件において、決議賜りました内容に一部誤字及び脱字等がございましたので、これを正しく変更するものであります。
- (2) 当社グループの事業活動において、新規に開始する事業及び今後事業展開を視野に入れている事業を追加するため、現行定款第2条（目的）につきまして変更を行うものであります。
- (3) 上記変更に伴い、必要となる項数等の調整、目的事項の表記方法の統一その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（条文省略）</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話及びインターネット等、電気通信事業関連の通信提供サービス 2. 情報システム及び通信システムに関するコンサルティング、企画、構築並びに運営管理 3. 生産、販売、財務等経営に関するコンサルティング 4. コンピューター、事務機器、電気通信機器及びこれらの周辺機器の販売、賃貸、保守又はサポート事業 	<p>第1条（現行のとおり）</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国会社における組合に相当するものを含む。）、及びその他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話及びインターネット等、電気通信事業関連の通信提供サービス 2. 情報システム及び通信システムに関するコンサルティング、企画、構築並びに運営管理 3. 生産、販売、財務等経営に関するコンサルティング 4. コンピューター、事務機器、電気通信機器及びこれらの周辺機器の販売、賃貸、保守又はサポート事業

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. コンピューター、事務機器、電気通信機器及びこれらの周辺機器の販売の仲介・斡旋</p> <p>6. 宅地建物取引業</p> <p>7. 内装仕上工事業</p> <p>8. 電気通信工事業</p> <p>9. 電気工事業</p> <p>10. 空気調和設備工事業</p> <p>11. 管工事業</p> <p>12. インテリア用品の販売</p> <p>13. 事務機器の中古製品、電機通信機器の中古製品及びこれらの周辺機器の中古製品の売買</p> <p>14. 建築工事業</p> <p>15. 有料職業紹介事業</p> <p>16. 労働者派遣事業</p> <p>17. 建具工事業</p> <p>18. 第一種貨物利用運送業</p> <p>19. 損害保険代理店業</p> <p>20. 支払事務代行業及び請求事務代行業</p> <p>21. LED照明等環境関連機器及びその周辺機器・部品の販売、施工、保守又は賃貸</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>22. <u>小売電気事業者及びガス小売事業者の媒介・取次・代理</u></p> <p>23. 電話受付代行業</p> <p>24. 有価証券の運用、投資、売買保有</p> <p>25. 各種金融商品の企画、開発、販売</p> <p>26. 投資業及び投資顧問業</p> <p>27. 国内外投資先の斡旋、仲介業務</p> <p>28. ホームページの制作及び販売</p> <p>29. アプリケーションの開発及び販売</p> <p>30. インターネットのコンテンツの制作及び販売</p> <p>31. 書籍の出版</p> <p>32. 電子書籍の出版及び販売</p> <p>33. 広告の企画・制作及び広告代理店業</p> <p>34. 各種コンサルティング事業</p> <p>35. 高度管理医療機器等の販売及び賃貸</p>	<p>5. コンピューター、事務機器、電気通信機器及びこれらの周辺機器の販売の仲介・斡旋</p> <p>6. 宅地建物取引業</p> <p>7. 内装仕上工事業</p> <p>8. 電気通信工事業</p> <p>9. 電気工事業</p> <p>10. 空気調和設備工事業</p> <p>11. 管工事業</p> <p>12. インテリア用品の販売</p> <p>13. 事務機器の中古製品、電気通信機器の中古製品及びこれらの周辺機器の中古製品の売買</p> <p>14. 建築工事業</p> <p>15. 有料職業紹介事業</p> <p>16. 労働者派遣事業</p> <p>17. 建具工事業</p> <p>18. 第一種貨物利用運送業</p> <p>19. 損害保険代理店業</p> <p>20. 支払事務代行業及び請求事務代行業</p> <p>21. LED照明等環境関連機器及びその周辺機器・部品の販売、施工、保守又は賃貸</p> <p>22. <u>小売電気事業及び小売電気事業の媒介・取次・代理</u></p> <p>23. <u>ガス小売事業及びガス小売事業の媒介・取次・代理</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>24. 電話受付代行業</p> <p>25. 有価証券の運用、投資、売買保有</p> <p>26. 各種金融商品の企画、開発、販売</p> <p>27. 投資業及び投資顧問業</p> <p>28. 国内外投資先の斡旋、仲介業務</p> <p>29. ホームページの制作及び販売</p> <p>30. アプリケーションの開発及び販売</p> <p>31. インターネットのコンテンツの制作及び販売</p> <p>32. 書籍の出版</p> <p>33. 電子書籍の出版及び販売</p> <p>34. 広告の企画・制作及び広告代理店業</p> <p>35. 各種コンサルティング事業</p> <p>36. 高度管理医療機器等の販売及び賃貸</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>36. インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバ又はその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる事業</p> <p>37. 業務の委託者と受託者の媒介</p> <p>38. インターネットメディアの運営</p> <p>39. 営業アウトソーシング事業</p> <p>40. ヘルプデスク事業</p> <p>41. 人材育成のための教育・研修事業</p> <p>42. データ入力、文書管理及びその他の事務作業の代行業</p> <p>43. 講演会、ゲーム・スポーツその他各種イベントの企画、興行及び運営</p> <p>44. 国際貿易業</p> <p>45. 前各号に関連又は附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>37. インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバ又はその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる事業</p> <p>38. 業務の委託者と受託者の媒介</p> <p>39. インターネットメディアの運営</p> <p>40. 営業アウトソーシング事業</p> <p>41. ヘルプデスク事業</p> <p>42. 人材育成のための教育・研修事業</p> <p>43. データ入力、文書管理及びその他の事務作業の代行業</p> <p>44. 講演会、ゲーム・スポーツその他各種イベントの企画、興行及び運営</p> <p>45. 国際貿易業</p> <p>46. 前各号に関連又は附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>～</p> <p>第42条 (現行のとおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役に1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>ほん ごう ひで ゆき 本 郷 秀 之 (1966年5月1日生)</p>	<p>1986年10月 北日本丸八真綿株式会社入社 1992年8月 市外電話サービス株式会社入社 1993年9月 ゼネラル通信工業株式会社入社 1994年7月 日本デジタル通信株式会社入社 1996年2月 有限会社テレコムネット(現当社)設立、代表取締役社長 1996年10月 同社組織変更、株式会社エヌディーテレコム(現当社)代表取締役社長(現任) 2006年4月 スターティアレナジー株式会社取締役 2007年4月 最高経営責任者 2009年4月 スターティアラボ株式会社取締役 2013年3月 上海思達典雅信息系统有限公司執行董事 2013年6月 宏馬數位科技股份有限公司董事 ゲンダイエージェンシー株式会社取締役 2017年2月 IMJ Investment Partners Pte. Ltd. (現Spiral Ventures Pte. Ltd.) 取締役 2017年2月 Y&P Holdings Pte. Ltd. 取締役 2018年3月 一般財団法人ほしのわ(現公益財団法人ほしのわ) 代表理事(現任) 2018年9月 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク代表理事(現任) 2019年5月 グループ最高経営責任者(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 公益財団法人ほしのわ代表理事 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク代表理事</p>	4,134,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 1996年の設立以来、代表取締役として経営に関与しており、グループ会社の経営全般、管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	きた むら けん いち 北 村 健 一 (1977年9月23日生)	2001年6月 株式会社エヌディーテレコム(現当社)入社 2008年4月 執行役員、インターネットメディアコンテ ツ事業部長 2009年4月 スターティアラボ株式会社代表取締役社長 (現任) 2010年4月 ウェブソリューション事業部長 2012年4月 常務執行役員 2019年1月 アジアクエスト株式会社取締役 2019年5月 グループ常務執行役員(デジタルマーケテ ィング事業管掌)(現任) [重要な兼職の状況] スターティアラボ株式会社代表取締役社長	38,500株
【取締役候補者とした理由】 入社後、インターネットメディアコンテンツ事業(現デジタルマーケティング 関連事業)を立ち上げ、2009年4月にスターティアラボ株式会社として新設分 割し、同社代表取締役に就任して経営に関与しており、当社における豊富な業 務経験と、経営全般、管理・運営業務に関する知見を有していることから、取 締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	うえ まつ たか お 植 松 崇 夫 (1976年2月17日生)	1996年4月 栃木日野自動車株式会社入社 2004年9月 当社入社 2009年4月 スターティアラボ株式会社監査役 2012年4月 管理部長 2015年4月 執行役員 2015年9月 株式会社クロスチェック 監査役 2017年4月 管理本部長 2017年11月 スターティア株式会社監査役 (現任) スターティアレイズ株式会社監査役 (現任) 2018年6月 取締役 (現任) 2019年3月 スターティアラボ株式会社監査役 (現任) 2019年5月 グループ執行役員 (ファイナンス管掌) (現任) [重要な兼職の状況] スターティア株式会社監査役 スターティアラボ株式会社監査役	4,700株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に財務・会計業務に従事し、財務経理責任者を経て、現在、取締役兼グループ執行役員 (ファイナンス管掌) を務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	鈴木良之 <small>すず き よし ゆき</small> (1952年5月25日生)	1975年4月 株式会社インテック入社 1988年11月 同社企画部主査 INTEC AMERICA INC. ニューヨーク駐在員事務所 1995年4月 株式会社インテック通信営業部長 2003年4月 同社取締役 総務・営業部門担当 企画部長 2005年1月 同社執行役員 企画担当 2005年4月 同社執行役員 技術・営業統括本部副本部長 2007年6月 同社執行役員常務 コピキタスソリューション事業部長 ネットワーク&アウトソーシング事業本部長 2008年4月 同社執行役員常務 技術本部長、情報セキュリティ・個人情報保護担当 2008年6月 株式会社クレオ取締役 2009年6月 株式会社インテック常務取締役 技術本部長 2010年4月 同社 コンサルティング事業部担当、ITプラットフォームサービス事業部担当、クラウドビジネス推進室担当、技術本部長 株式会社インテックシステム研究所代表取締役社長 2011年4月 株式会社インテック専務取締役、経営管理部、情報システム部、事業推進本部、東京業務部担当 2012年10月 同社専務取締役、北陸業務部担当 2013年6月 当社社外取締役(現任) 株式会社インテック専務取締役、経理部、経営管理部、情報システム部、財務部担当 2014年4月 株式会社インテック専務取締役、経理部、企画推進本部、財務部、情報システム部、東京業務部担当 2014年6月 同社取締役副社長、経理部、企画推進本部、財務部、情報システム部、東京業務部担当 2015年4月 同社 リスク・コンプライアンス、経理部、財務部、情報システム部、東京業務部担当 2015年5月 同社代表取締役副社長 2016年4月 同社代表取締役副社長 生産本部長 2016年6月 株式会社TIS取締役 2018年4月 株式会社インテック常任顧問 2019年4月 同社参与(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社インテック参与	一株
【社外取締役候補者とした理由】 海外事業を展開する企業の経営全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しており、2013年の就任以来、当社の経営へ助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	もり 森 (1964年12月7日生)	<p>1985年4月 大明電話工業株式会社（現 大明株式会社） 入社</p> <p>1989年1月 株式会社JICC（現 株式会社宝島社）入社</p> <p>2000年6月 株式会社インフォシーク入社</p> <p>2002年1月 株式会社インフォシーク 代表取締役社長</p> <p>2002年12月 イコスジャパン株式会社代表取締役社長</p> <p>2003年4月 楽天株式会社取締役就任/執行役員</p> <p>2005年11月 楽天リサーチ株式会社代表取締役</p> <p>2016年4月 同社取締役会長</p> <p>2017年6月 SakeWiz株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 SakeWiz株式会社代表取締役</p>	一株
		<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>IT事業を展開する企業の経営全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しており、当社の経営へ助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	たか まつ ひろ あき 鷹松 弘章 (1971年9月20日生)	1994年4月 ロータス株式会社入社 1998年2月 マイクロソフト プロダクトデベロップメント (日本マイクロソフト) 入社 2001年6月 米 Microsoft Corporation 入社 2005年5月 米 Pinetree Asset Management社 起業 同代表取締役社長 2011年8月 米 Microsoft Corporation 首席統括マネージャー 2013年10月 米 Fairleigh Dickson大学 バンクーバー校 コンピュータサイエンス 委員 (現任) 2014年11月 米 非営利法人 Seattle IT Japanese Professionals ディレクター 2015年11月 米 Enlinx エグゼクティブビジネスコーチ 就任 (現任) 2017年1月 米 Tableau Software 入社 同エンジニアリングマネージャー 2017年2月 米 非営利法人 Seattle IT Japanese Professionals 会長就任 2018年6月 当社社外取締役 (現任) 2018年7月 NOBORDER Inc. 社外取締役 (現任) 2019年4月 米 Tableau Software エンジニアリングシニアマネージャー (現任) 2019年11月 株式会社イノビオット顧問 (現任) [重要な兼職の状況] 米 Tableau Software エンジニアリングシニアマネージャー 米 Fairleigh Dickson 大学 バンクーバー校 コンピュータサイエンス 委員 米 Enlinx エグゼクティブビジネスコーチ	一株
【社外取締役候補者とした理由】 米国において、IT事業を展開する企業等における経営全般、IT技術に関する幅広い経験と知見を有しており、当社の経営へ助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木良之氏、森学氏及び鷹松弘章氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は鈴木良之氏、森学氏及び鷹松弘章氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、3氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 鈴木良之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 森学氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 鷹松弘章氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は鈴木良之氏、森学氏及び鷹松弘章氏との間で、責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、金10

万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。

7. 鈴木良之氏、森学氏及び鷹松弘章氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
8. 鈴木良之氏、森学氏及び鷹松弘章氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 鈴木良之氏、森学氏及び鷹松弘章氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 鈴木良之氏、森学氏及び鷹松弘章氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継または譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 郷農 潤子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
ごう のう じゆん こ 郷 農 潤 子 (1968年3月27日生)	1995年4月 最高裁判所司法研修所入所 1997年4月 検事任官 2000年11月 弁護士登録、神田橋法律事務所（現ホワイト & ケース法律事務所）入所 2004年10月 NY州司法試験合格 2006年4月 公正取引委員会審査局審査官 （特定任期付弁護士） 2011年1月 青山法律事務所開設 2012年6月 当社社外監査役（現任） 【監査役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から2012年に当社の社外監査役就任以来、経営を監査・監視しています。当社は、当社と社外監査役本人及びその所属する団体との関係を鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、引き続き社外監査役候補者となりました。	一株

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 郷農潤子氏は社外監査役候補者であります。

3. 当社は郷農潤子氏との間で、責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、その契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。

4. 当社は郷農潤子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。当社は同氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。

5. 郷農潤子氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

6. 郷農潤子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

7. 郷農潤子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

8. 郷農潤子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 郷農潤子氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
いわぶちまさき 岩 洵 正 樹 (1967年6月19日生)	1995年4月 最高裁判所司法研修所入所 1997年4月 東京地方裁判所判事補 2001年8月 最高裁判所事務総局人事局付 2004年4月 宇都宮地方裁判所判事補 2007年4月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所 【補欠監査役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的かつ公正・中立的な立場から、特にコンプライアンスに関する助言、指導をいただくため、補欠の社外監査役候補者となりました。	一株

- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩洵正樹氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は岩洵正樹氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。
4. 当社は岩洵正樹氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員とすることといたしておりますが、当社は同氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
5. 岩洵正樹氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
6. 岩洵正樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 岩洵正樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 岩洵正樹氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継または譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

[ご参考]

■取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続き (取締役)

1. 方針

当社における取締役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・全社的な見地を有していること、客観的に分析・判断する能力、先見性に優れていること
- ・経営に対する深い知識と経験があり、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しており、当社及び株主の利益の最大化に資すると認められること

2. 手続

当社は、取締役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、任意の諮問機関として、取締役会が選定した取締役、独立社外取締役及び社外監査役で構成する指名諮問委員会を設置し、独立社外取締役等による意見を踏まえた検討を経て、取締役会にて取締役候補者を指名しております。

(監査役)

1. 方針

当社における監査役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・当社の事業内容に対する深い理解と知識があること
- ・法律、財務又は会計の高度な知識および経験を有しており、当社の監査体制の強化に資すると認められること

2. 手続

当社は、監査役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、指名諮問委員会による独立社外取締役等の意見を踏まえた検討を経て、監査役候補者を監査役会に対して提案いたします。その後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて監査役候補者を指名しております。

■取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、各事業分野に関する豊富な知識と経験を持った取締役により構成されております。また、社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、かつ、経営に関する豊富な経験を有しているため、独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。さらに、当社の事業活動に対する理解と財務、会計又は法律について豊富な知識と経験を有する各監査役が取締役に出席し、必要に応じて意見を述べております。このように、当社における取締役会は、そのバランス、多様性、規模を適正に確保しており、有効に機能しております。

■社外役員の独立性に関する考え方

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性を客観的に判断するため、以下の通り社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなす。

- (1) 当社グループ(注1)の業務執行者又は過去において業務執行者(注2)であった者
- (2) 当社の大株主(注3)の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
- (3) 当社の主要な借入先(注4)の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
- (4) 当社の会計監査人の社員または使用人
- (5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭(注5)その他の財産を得ている者
- (7) 当社の主要な取引先(注6)の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
- (8) (1)から(7)のいずれかに該当する者の近親者(注7)

(注1) 「当社グループ」とは、当社と当社の子会社をいう。

(注2) 「業務執行者」とは会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

(注3) 「大株主」とは、当社の直近の事業報告に記載された上位10名の大株主をいう。

(注4) 「主要な借入先」とは、当社の直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先をいう。

(注5) 「多額の金銭」とは、年間の合計が1,000万円以上の専門的サービス等に関する報酬及び寄付等をいう。

(注6) 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が、取引先または当社の連結売上高の1%を超える企業等をいう。

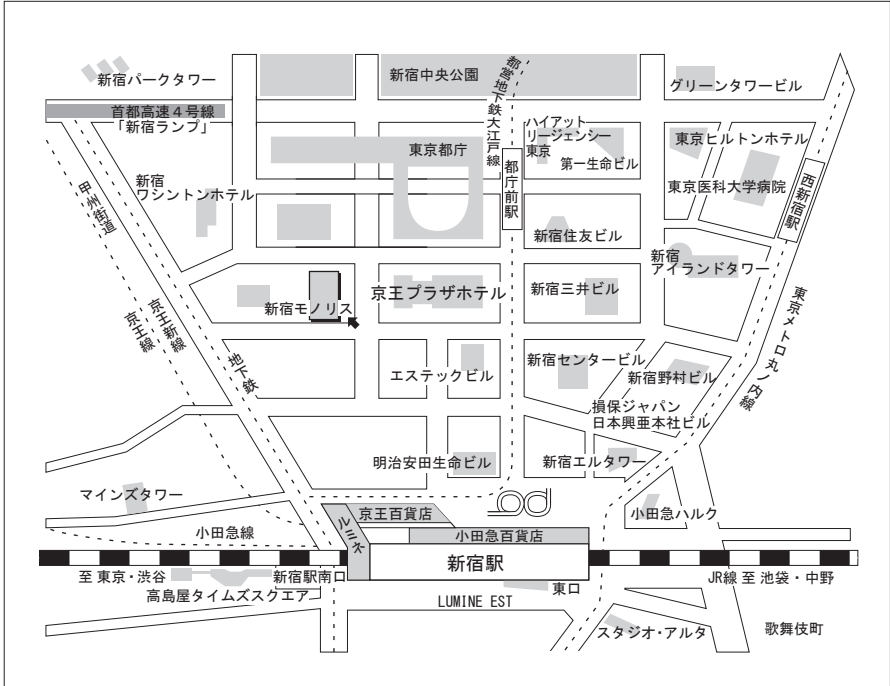
(注7) 「近親者」とは、2親等以内の親族、配偶者及び同居人をいう。

以上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
新宿モノリス11階 TKP新宿モノリスカンファレンスセンター
ホール11B
TEL 03(6388)0415



交通のご案内

- ・ JR「新宿駅」(南口、西口)、小田急線・京王線「新宿駅」より徒歩約10分
 - ・ 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、新宿線「新宿駅(新都心口)」から徒歩約5分
- ※当日は、公共交通機関をご利用ください。